

写

新市情第 67 号の 2
令和 8 年 8 月 5 日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上 村 都 様

新潟市長 中原 八一
(担当 総務部総務課)



新潟市情報公開条例第 6 条第 2 号ただし書エの
規定に基づく基準に関する意見について（照会）

新潟市情報公開条例（昭和 61 年条例第 43 号）第 6 条第 2 号ただし書エの規定に基づ
く貴審議会の意見について、下記のとおり照会します。

記

新潟市情報公開条例第 6 条第 2 号ただし書エの規定に基づく基準の改正について

新潟市情報公開条例第 6 条第 2 号ただし書エの 規定に基づく基準に関する意見について（照会）

1 基準設定の経緯と改正の必要性

本市情報公開制度において、公開請求対象の行政文書に含まれる公務員等（新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 号ただし書エで規定する公務員等という。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、当該条項の規定によって原則として公開とすべき立場をとり、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報である場合に非公開とする例外規定を設けている。当該おそれがある情報の基準は、同条項の規定により、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴いた上で定めるものとしている。

現行の基準は平成 10 年に定めたものであり、設定当時は、食糧費の不適正支出が全国的に社会問題化していた背景事情もあり、当該おそれがある情報の適用は極めて限定的な場合にとどまることとした。

しかしその後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）及び行政機関個人情報保護法が施行されたことと前後して、国の機関における公務員の氏名の開示のあり方が検討、整理されたことや、本市条例そのものも平成 11 年の改正で非公開情報の規定を整理するなど、現行基準設定当時とは状況に変化が生じており、これらを考慮した内容への見直しが必要となっている。

市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすといった条例の理念を尊重し、公務員等の職務遂行上の氏名について原則公開とする規定は堅持しつつ、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがあるとして、公開すべきものから除く基準の改正を行うべく、意見照会するものである。

2 改正の考え方

(1) 公務員等の氏名を原則公開とする規定について

情報公開法では、行政文書に含まれる個人に関する情報のうち、原則公開とする情報に公務員等の氏名を含んでおらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に公務員等の氏名が含まれる場合に公開することとしている。

条例では上述のとおり、個人に関する情報であっても、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については原則として公開とすべきことを条例第 6 条第 2 号ただし書エで規定しており、これは職務遂行情報の説明責任を果たす趣旨に沿うものであるため、当該規定は維持する。

(2) 公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報の基準について

本基準は、設定後の環境変化等に応じて、次のとおり改正する。

ア 現行基準設定後、条例第 6 条各号において他の非公開情報の規定が整備された

ことにより、当該規定と基準とで非公開とする判断基準に不整合が生じているため、これを是正し、国の行政機関における取扱いに準じて基準を整理する。

イ 国の機関や本市以外の地方公共団体等については、各機関等において当該機関等の職員の氏名に係る公開基準が異なっているため、公務員等のうち市職員を除く者の氏名については、各機関等において慣行として公にされているか又は公にすることが予定されているかによって判断することとする。